



利用者「当面の生活費でたすかった」

新型コロナウイルスの影響で、生活が一時的に困難な状況の時、生計維持のために一時的に貸付けを必要とする世帯で活用されています。上限20万円です。社協の窓口担当者も申請の多さに「リーマンショックの時と比べられない」と驚いています。

例年の利用は約20件から多くて30件程度ですが、今年は新型コロナウイルス感染拡大で、飲食業をはじめ多くの業界が影響を受け、雇用、賃金、営業は重大な危機となっています。社協の窓口担当者は、一時は相談が集中しましたが、今はそこまでのものも毎日増えています。相談は電話で予約をと呼びかけています。

緊急小口資金申請数187件

生活福祉資金貸付制度は緊急小口資金と総合支援資金の2つがあります。申請件数は5月18日(午前中)で緊急小口資金で187件、利用額約3720万円、総合支援資金は27件、約1510万円です。合計で214件で5千万円を超えます。申請が受理されると2〜3日で口座に振り込まれます。

観光客のいない市内のある商店の従業員(女性)は「4月も5月も店を閉めることになって給与が入る見通しはない。生活が大変で社協に行ったらすぐ振り込んで貸してもらった。同じような状況の友人に話したら友人もすぐ出来た。ほんとに助かった。教えてくれてありがとう」と制度の紹介した党員に話しました。

国保税の減免

国保加入者の感染休業に傷病手当

15日、国保運営協議会が開催され、市長より6月議会に提案する国保税の減免案などが諮問され、諮問どうり答申しました。また傷病手当は5月1日の臨時議会で議決されました。

減免内容は次の通りです。
対象世帯は(1) 主たる生計維持者が感染症で死亡し又は重篤な傷病を負った世帯。
(2) この場合は**全額免除**。
 主たる生計維持者の事業収入(給与、不動産、山林等)の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯①前年の収入と比べて3割以上の減少の場合②前年の合計所得が1000万円以下③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること。(下表)
対象の保険税期間は、令和2年2月から令和3年3月の納期の分。

新型コロナの影響 世帯収入の減少に

この場合は**全額免除**。
 主たる生計維持者の事業収入(給与、不動産、山林等)の減少が見込まれ、次のすべてに該当する世帯①前年の収入と比べて3割以上の減少の場合②前年の合計所得が1000万円以下③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること。(下表)

傷病手当(今年9月30日まで)

国保加入者の被用者が感染した場合等で仕事を休んだ時支給する。対象者＝感染した者又は発熱等があり感染が疑われる者。支給要件＝休みの4日目から。支給額＝3ヶ月の平均給与日額×3分の2×日数

対象保険税額(D) = (A) × (B) / (C)

- (A) = 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- (B) = 減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
- (C) = 世帯に属するすべての被保険者の前年の合計所得額

| 前年の合計所得金額 | 減額、免除の割合(E) | 裏面に計算例あり |
|-----------|-------------|----------|
| 300万円以下の時 | 全部 | |
| 400万円以下 | 10分の8 | |
| 550万円以下 | 10分の6 | |
| 750万円以下 | 10分の4 | |
| 1,000万円以下 | 10分の2 | |

上の(2)の場合、表1の対象保険税額(D)に表2の合計所得区分に依じた減免割合(E)を乗じてえた額

| | 緊急小口資金の利用の特例措置 | 総合支援資金の利用の特例措置 |
|-------|--|---|
| 貸付対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受け緊急かつ一時的な生計維持のために貸付を必要とする世帯 | 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少や失業等によって生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 |
| 貸付上限 | 特例の場合上限20万円以内 | (2人以上)月20万円、(単身)月15万円、貸付期間は原則3か月 |
| 据置き期間 | 1年以内 | 1年以内 |
| 償還期限 | 2年以内 | 10年以内 |
| 貸付利子 | 無利子 | 無利子 |

今回の特例措置では、償還について住民税非課税世帯では免除の可能性もあります